

ごみの分別収集にご協力を ごみの分け方出し方 粗大ごみ



プラスチック製品

町では、粗大ごみ収集を年3回社会体育館西側駐車場を会場に実施しています。収集したものは、業者委託によりスチール、プラスチック等資源化できるものはリサイクルを行い、残渣物は中間処理後、最終処分場に埋め立てされます。今回は、粗大ごみの出し方についてお知らせします。

スチール製品

金属と他の材質でできている製品は、可能な範囲で材質ごとに分けて出してください。

(例)座椅子は、金属と布、スポンジ等でできているため、金属と可燃物に分けることができます。分けた金属は粗大ごみ収集、可燃物は可燃ごみ収集に出してください。分ける場合は、けが等の危険がないよう、容易にできる程度のご協力をお願いします。

プラスチック製品

ポリタンク、ポリバケツ、衣装ケース、プリンター、発泡スチロール等が対象です。収集したプラスチック製品は、専門業者により固形燃料にリサイクルされます。



年3回行われている粗大ごみ収集

廃家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目を除く)

一般家庭で使用した家電品に限ります。業務用は事業者が自らの責任で処理してください。

不燃物

時計、体重計、植木鉢、水槽、ヘルメット、玩具等が対象です。

木製品

木製家具、こたつ等の可燃性粗大ごみは、有料で収集します。処理を希望されるかたは、次のとおり搬入してください。

搬入方法

事前に役場環境課で処理券を購入する。
処理券に氏名を記入し、処理を

希望する木製品に張り付ける。
収集日に収集場所へ搬入する。

処理手数料

最も長い辺が120cm未満の木製品(1個につき) 500円
最も長い辺が120cm以上の木製品(1個につき) 1,000円

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目

家電リサイクル法(平成13年4月1日施行)により、町では収集を行いません。買い替え時に小売店に出すか、以前買った小売店に引き取りを依頼してください。

ごみ減量・リサイクルにご協力ください

9月号から11月号まで3回にわたりシリーズで「ごみの分別と出し方」についてお知らせしました。町では、最も効率的にごみ処理を行うためには、ごみの発生時における適切な分別が必要不可欠との認識に立ち、分別収集を実施しています。そのためには、住民の皆さんのごみ問題に対する参加意識や協力が必要です。これからもごみ減量・リサイクル意識の啓発に向けた取り組みを行ってまいりますので、皆さんのご協力をお願いします。

環境課(老人福祉センター内)
☎(84)4686